

# 民法改正に伴う千葉市消費生活条例施行規則の一部改正について

## 1 改正の趣旨

平成29年5月26日に、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立し、同年6月2日に公布、令和2年4月1日から施行される。

本改正により、「法定利率」及び「売主の瑕疵担保責任」が変更となったため、諸規定の整備を行いたい。

## 2 改正の内容

（1）規則第19条に規定する遅延損害金の利率を「年5パーセント」から「年3パーセント」に改める。

（2）規則別表第2（第5条関係）第3項第7号に規定する「契約の目的物の瑕疵」を「契約内容との不適合」に「修補責任」を「履行の追完責任」に改める。

## 3 施行日

令和2年4月1日

※本改正内容は、内部調整中ですので、内容等が変更する可能性があります。ただし、民法改正による変更という主旨は変わりません。

新旧対照表（千葉市消費生活条例施行規則の一部改正）

第1条 千葉市消費生活条例施行規則（平成18年千葉市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(延滞利息の徴収)</p> <p>第19条 市長は、借受者が正当な理由なく返還期限までに貸付金を返還しないときは、当該返還期日の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、返還すべき貸付金の額につき年<u>5</u>パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収するものとする。</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">不適正な取引行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1)～(11) (略)</td> </tr> <tr> <td>2 (1)～(16) (略)</td> </tr> <tr> <td>3 条例第18条第1項第3号の規定に該当する不適正な取引行為 (1)～(6) (略) (7) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは<u>契約の目的物の瑕疵</u>により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は<u>契約の目的物の瑕疵</u>に係る事業者の<u>修補責任</u>を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。 (8)～(9) (略)</td> </tr> <tr> <td>4 (1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>5 (1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>6 (1)～(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>7 (1)～(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	不適正な取引行為	1 (1)～(11) (略)	2 (1)～(16) (略)	3 条例第18条第1項第3号の規定に該当する不適正な取引行為 (1)～(6) (略) (7) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは <u>契約の目的物の瑕疵</u> により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は <u>契約の目的物の瑕疵</u> に係る事業者の <u>修補責任</u> を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。 (8)～(9) (略)	4 (1)～(6) (略)	5 (1)～(4) (略)	6 (1)～(7) (略)	7 (1)～(4) (略)	<p>(延滞利息の徴収)</p> <p>第19条 市長は、借受者が正当な理由なく返還期限までに貸付金を返還しないときは、当該返還期日の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、返還すべき貸付金の額につき年<u>3</u>パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収するものとする。</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">不適正な取引行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1)～(11) (略)</td> </tr> <tr> <td>2 (1)～(16) (略)</td> </tr> <tr> <td>3 条例第18条第1項第3号の規定に該当する不適正な取引行為 (1)～(6) (略) (7) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは<u>契約内容との不適合</u>により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は<u>契約内容との不適合</u>に係る事業者の<u>履行の追完責任</u>を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。 (8)～(9) (略)</td> </tr> <tr> <td>4 (1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>5 (1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>6 (1)～(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>7 (1)～(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	不適正な取引行為	1 (1)～(11) (略)	2 (1)～(16) (略)	3 条例第18条第1項第3号の規定に該当する不適正な取引行為 (1)～(6) (略) (7) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは <u>契約内容との不適合</u> により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は <u>契約内容との不適合</u> に係る事業者の <u>履行の追完責任</u> を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。 (8)～(9) (略)	4 (1)～(6) (略)	5 (1)～(4) (略)	6 (1)～(7) (略)	7 (1)～(4) (略)
不適正な取引行為																	
1 (1)～(11) (略)																	
2 (1)～(16) (略)																	
3 条例第18条第1項第3号の規定に該当する不適正な取引行為 (1)～(6) (略) (7) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは <u>契約の目的物の瑕疵</u> により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は <u>契約の目的物の瑕疵</u> に係る事業者の <u>修補責任</u> を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。 (8)～(9) (略)																	
4 (1)～(6) (略)																	
5 (1)～(4) (略)																	
6 (1)～(7) (略)																	
7 (1)～(4) (略)																	
不適正な取引行為																	
1 (1)～(11) (略)																	
2 (1)～(16) (略)																	
3 条例第18条第1項第3号の規定に該当する不適正な取引行為 (1)～(6) (略) (7) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは <u>契約内容との不適合</u> により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は <u>契約内容との不適合</u> に係る事業者の <u>履行の追完責任</u> を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。 (8)～(9) (略)																	
4 (1)～(6) (略)																	
5 (1)～(4) (略)																	
6 (1)～(7) (略)																	
7 (1)～(4) (略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。